

(平成21年4月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 12 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 12 月から 58 年 3 月まで

私は、昭和 57 年 1 月に出産して間もなく、市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続をした。51 年 4 月の結婚後、国民年金保険料の納付や免除申請は、夫と一緒にしてきており、申立期間の保険料も、私が 3 か月に一度、市役所等で納付書に現金を添えて納付していた。申立期間について、夫が納付済みとなっているのに、私だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後の昭和 58 年 4 月から 60 年 3 月までの免除期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、社会保険庁の記録によると、申立人とその夫の国民年金保険料の納付年月日の記録が確認できる昭和 60 年 4 月から平成 3 年 3 月までの期間は、夫婦が、おおむね同一日に納付していることが確認できる上、申立期間直後の免除申請についても、夫婦同時に手続されていることから、結婚後は夫婦一緒に国民年金保険料の納付や免除申請をしてきたとする申立人の主張に不自然さはみられない。

さらに、申立人は、厚生年金保険と国民年金の切替手続を適切に行っている上、申立人とその夫の国民年金保険料は、昭和 60 年度以降、約 20 年間にわたり期限内納付又は前納により完納されているなど、申立人とその夫の年金制度への関心と納付意識は高かったものと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成元年9月29日、資格喪失日が20年9月21日とされ、当該期間のうち、元年9月29日から同年9月30日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における資格取得日を元年9月29日（資格喪失日を20年9月21日）とし、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月29日から同年10月1日まで

申立期間について、A社から資格取得日の訂正の届出がなされたところ、厚生年金保険の被保険者期間にはなるが、政府の保険料徴収権の消滅時効により年金額に反映されない旨の回答を得た。

平成元年7月11日にA社からB社に出向し、同年9月29日に復帰した後も継続して勤務しており、厚生年金保険料も給与から控除されていたので、申立期間について年金額計算対象期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された復帰辞令及び申立人が申立期間当時一緒に勤務していたという複数の同僚の供述により、申立人が、申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、当時の人事管理者に照会したところ、「A社とB社は、経営者を同じくする関連会社であり、申立人の出向は職員の研修を目的としたものだった。」と供述しており、申立人の両社における被保険者資格の喪失及び取得の手続きは、関連事業所間における人事異動によるものであることが認められる。

さらに、A社は、平成20年11月21日に、申立人を含め、B社に出向した3人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日を元年10月1日から同年9月29日に訂正する届出を行い、社会保険庁オンライン記録も同様に訂正されている（厚生年金保険法第75条該当。）。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る平成元年10月の社会保険事務所の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が、厚生年金保険被保険者資格取得日について、平成元年9月29日として届け出るべきところを同年10月1日として届け出たと認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る元年9月分の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年2月から57年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月から57年6月まで
私の国民年金について、母親が加入手続してくれたが、その時期やその時に国民年金手帳の交付を受けたかどうかは分からない。
申立期間の保険料については、昭和57年ごろに、母親が私の国民年金保険料を納付に行った時に、市役所の国民年金窓口で担当職員から私の未納となっている保険料をまとめて払うことができると聞いて、10数万円を納付したはずなので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人自身は、国民年金の加入手続や申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続や申立期間の保険料を納付したとする申立人の母親の記憶が曖昧であり加入状況や納付状況が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の番号を持つ任意加入者の資格取得日から昭和59年1月ごろに払い出されたものと推認でき、この時点で申立期間の大部分は時効により納付することができなかった上、社会保険庁の記録によると、申立期間については、平成6年11月に記録が追加されたものであり、それ以前は未加入期間であったことから国民年金保険料を納付することは不可能である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から62年8月までの期間及び平成元年8月から5年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年4月から62年8月まで
② 平成元年8月から5年3月まで

私の国民年金保険料は、母親がA市役所から送付された納付書により金融機関で納付していたはずなので、申立期間①及び②が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の母親は、金融機関で納付していたとするだけで、納付時期及び納付方法についての記憶が曖昧であり、納付状況が不明である。

また、申立期間①及び②のうち、昭和60年4月から平成3年8月までの期間について、申立人は、B市に住民登録をしており、当時、A市に在住していた申立人の母親が申立期間のすべての国民年金保険料をA市から送付された納付書で納付していたとする申立ては不合理である。

さらに、申立人は、B市役所から国民年金保険料の納付書を受けた記憶は無いとし、平成3年9月にB市からA市へ転入した時についても、国民年金の加入手続は、亡くなった父親がしてくれたはずと主張するだけで、ほかに納付をうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から44年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月から44年12月まで
昭和40年4月に、私が市役所で国民年金に加入手続した。

申立期間当時は、3か月に1度、市役所で150円ぐらいの国民年金保険料を納付していた記憶がある。

また、申立期間当時、同じ借家に住んでいた知人と一緒に国民年金保険料を納付した記憶があるので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

また、申立人は昭和45年1月31日に国民年金に任意加入しているが、申立期間も任意加入対象期間であったことから制度上、資格取得日をさかのぼることはできず、国民年金保険料をさかのぼって納付することはできないほか、仮に、申立期間である44年12月まで申立人が国民年金保険料を納付していたのであれば、この時期に改めて国民年金手帳記号番号が払い出されることは無かったと考えられる。

さらに、申立人が申し述べる保険料額は、昭和36年4月から41年12月までの間、35歳以上の被保険者に適用された保険料額であるが、当時申立人は35歳未満であったことから、申立人が、この保険料額で国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、申立人が国民年金保険料と一緒に納付したとする知人は、申立期間当時、国民年金保険料を納付していなかったことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの期間及び41年10月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年3月まで
② 昭和41年10月から42年3月まで

昭和36年4月ごろに、私がA農業協同組合で国民年金についての説明を受け国民年金の加入手続をした。申立期間の国民年金保険料は、同組合の組合員勘定で納付していたと記憶しており、申立期間の保険料の免除を申請した記憶は無い。

昭和30年代当時、経営は順調であったと記憶しており、申立期間の保険料が免除されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、申立人は、申立期間の国民年金保険料はA農業協同組合の組合員勘定から引き落としあいまいされていたと主張するだけで、納付金額及び納付時期に係る記憶は曖昧であり、国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人は、その妻と同時に国民年金に加入し、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料は夫婦同時に納付していることが確認できるが、このことは、申立期間について、申立人の妻も国民年金保険料の納付が免除されていることと符合する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から50年3月まで

昭和38年ごろに私が市役所で国民年金に加入手続きし、42年2月に結婚した後は、私が夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関の窓口で納付書により納期限内に納付していたはずであり、妻が納付済みであるのに、私だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号を持つ任意加入者の資格取得日から、申立人は昭和53年3月ごろに加入手続きし、資格取得日を38年3月26日までさかのぼったものと推察され、この時に加入手続きしたとすれば、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができず、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付書により納付していたと申し述べているが、市では昭和45年までは納付書による納付を行っておらず、申立人の供述する納付方法は客観的事実に符合しない。

加えて、社会保険庁の記録では、申立人が昭和39年3月まで公務員であったことから、申立人の年金裁定請求時に国民年金の資格取得日を38年3月26日から39年4月1日に訂正しており、申立人が公務員であった38年に国民年金に加入手続きしたとする主張は不合理である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から41年7月まで
昭和41年8月に夫が会社を退職したため、私が市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続をした。この時に、市の担当職員から、私の保険料に未納期間があると言われ、加入手続してから2、3日後に市役所で36年4月から41年8月までの保険料約3万円をまとめて納付したため、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年4月に夫婦連番で払い出されており、申立人の資格取得日については、申立人の夫の厚生年金保険資格喪失日である41年8月までさかのぼったものと推察されるが、その時点では、申立期間の国民年金保険料の大半は時効により納付できないほか、申立期間の一部は任意加入対象期間となり、当該期間については、制度上、加入手続を行ったと思われる時から、さかのぼって国民年金の被保険者にはなり得ない。

さらに、申立人が所持する昭和43年度国民年金保険料納付書・領収証書により、昭和41年8月から43年3月までの国民年金保険料を同年5月14日に金融機関で過年度納付していることが確認できる上、申立人には、ほかに保険料をまとめて納付した記憶が無いとしていることから、この時の過年度納付と申立期間の納付を勘違いしている可能性を否定できない。

加えて、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間の保険料額とは大きく相違する上、市では、過年度保険料の収納業務を行っていない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 3 月 9 日から 48 年 3 月 11 日まで
② 昭和 49 年 8 月 26 日から 50 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について脱退手当金が支給されているという回答を得た。

申立期間に係る脱退手当金の請求手続をした覚えは無く、受給した記憶も無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の同原票には脱退手当金の支給を意味する「脱支給済」の表示が記されているとともに、申立人の申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和50年6月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、申立てに係る最終事業所のA社退職時に、「事業所から脱退手当金に関する説明を受けた記憶が無い。」としているものの、同社に照会したところ、「当時、退職する者に対し脱退手当金に関する説明を行うとともに、受給を希望する者に対しては代理請求も行っていったと思う。」との回答を得ていることから、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がある。

さらに、申立人は、両申立期間の事業所及びその後に勤務した事業所で2か月間厚生年金保険に加入しているほかは、昭和61年4月に国民年金の第3号被保険者となるまで、強制加入期間を含め国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給し

た記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 6 月から 28 年 9 月 1 日まで
② 昭和 32 年 1 月 6 日から 33 年 12 月 1 日まで
③ 昭和 34 年 2 月 17 日から 35 年 4 月 1 日まで
④ 昭和 62 年 8 月 1 日から 63 年 12 月 30 日まで

A社（現在の本社は、B社。）（①及び②の期間）、C社（③の期間）及びD社（現在は、E社。）（④の期間）に勤務していた期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類は無いが、申立事業所に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のすべてについて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。
- 2 A社に係る申立期間①及び②について、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、昭和 28 年 9 月 1 日から 32 年 1 月 5 日までの期間は同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる。しかし、申立期間①及び②については、同名簿では、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

また、社会保険事務所の記録によると、A社は既に適用事業所に該当しなくなっていることから、B社に申立人の雇用状況、厚生年金保険の適用の有無について照会したところ、「当時の関係資料等は既に破棄しており、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況については確認できない。」との

回答を得ている。

さらに、申立人が一緒に働いていたとする同僚に照会したところ、「申立人の勤めていた期間は、はっきり分からない。私は、試用期間はなかったと思う。」との供述を得ているほか、A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間当時に被保険者記録が確認できる複数の者に照会したところ、「申立人の勤めていた期間は、はっきり分からないが、私は試用期間が入社後2年間あった。ほとんどの人は、入社後すぐには厚生年金保険に加入になっていなかった。」、「私は、試用期間が3年間あった。」との供述を得ており、申立人の雇用期間は特定できない上、当時の事業主は勤務していた者を一律的に厚生年金保険に加入させていた状況にはなかったことがうかがえる。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人に係る「備考」欄には、健康保険被保険者証の回収日が「32.1.11」と記載されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料・周辺事情は無い。

- 3 C社に係る申立期間③について、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、昭和33年12月1日から34年2月17日までの期間は同社において厚生年金保険に加入していることが確認できるほか、申立人に係る「備考」欄には、健康保険被保険者証の回収日が「34.2.24」と記載されていることが確認できる。しかし、申立期間③については、同名簿では、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

また、社会保険事務所の記録によると、C社は既に適用事業所に該当しなくなっていることから、事業を継承したF社の元事業主に申立人の雇用状況、厚生年金保険の適用の有無について照会したところ、「工場も閉鎖し、関係書類も無いので申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況については確認できない。」との回答を得ている。

さらに、申立人は同僚の名前を記憶していないことから、C社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間当時に被保険者記録が確認できる複数の者に照会したところ、いずれも「申立人の名前に記憶が無い。」との供述を得ており、申立人の雇用期間は特定できない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料・周辺事情は無い。

- 4 D社に係る申立期間④について、公共職業安定所に照会したところ、同社における申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

また、社会保険事務所が保管するD社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記

録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人から提出のあった8月分から12月分までの期間の「給与袋」によると、申立人の氏名及びD社の社名が記載されているものの、支給年及び給与の明細についての記載は無いことから、雇用期間の特定はできず、厚生年金保険料の控除についても確認ができない。

加えて、社会保険事務所の記録によると、D社は既に適用事業所に該当しなくなっていることから、合併先のE社に申立人の雇用状況、厚生年金保険の適用の有無について照会したところ、「当時の関係書類は破棄されており、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況については確認できない。」との回答を得ているほか、申立期間当時の経理担当者に照会したところ、「正社員の中には申立人はいなかったと思う。運転手以外は短期の仕事しか無く、厚生年金保険には未加入だった。」との供述を得ている。

また、申立人は同僚の名前を記憶していないことから、D社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間当時に被保険者記録が確認できる複数の者に照会したところ、「申立人の名前に記憶が無い。」、「申立人とは面識が無いので、勤めていたとしたらアルバイトだったと思う。」との供述を得ている。

このほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料・周辺事情は無い。

- 5 これら、申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

釧路厚生年金 事案 197（事案 26 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 5 月 20 日から同年 11 月 26 日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。
申立期間は、A事業所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと申し立てたが、申立内容を確認できる資料が無いなどを理由に認められなかった。
その後、A事業所に勤務していたときと思われる給与明細書が見つかったため、再度申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、事業主、同僚等の供述から当該事業所に勤務していたことは確認できるものの、雇用期間の特定ができないことのほか、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無く、ほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料や周辺事情が見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 5 月 19 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、保険料納付を示す資料として新たに昭和 59 年 6 月分とする給与明細書を提出したが、同明細書は年号が不明であり、事業所名も記載されていないことから、A事業所に照会したところ、「照会のあった給与明細書は当社が使用しているものとは様式が異なっており、当社のものではない。また、前回は関連資料を示すことができなかったが、今回、57 年以降の所得源泉徴収簿兼賃金台帳が保管されていたので、申立人の同台帳を確認したところ、申立人における給与の支給は、59 年 7 月分から同年 11 月分までである。」との回答を得ており、申立人から提出のあった給与明細書と申立人に

係る同社の同台帳を確認したところ、給与の内訳等が一致していないことから、申立人が提出した給与明細書については、同社のものではないことが確認できる上、同台帳によると、申立人における給与の支給は、59年7月分から同年11月分までの期間となっており、この期間における厚生年金保険料は、給与から控除されていないことが確認できる。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。